



	<p>(7) 氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(8) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む(1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(9) 氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(10) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営む(9)に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(11) 氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(12) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む(11)に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(13) 氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(14) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営む(13)に掲げる漁業以外の漁業</p>
--	---

を

氷 見 区 域 ( 氷見漁業協同組合 ) の 地 区	<p>(1) 春敷網漁業</p> <p>(2) 秋敷網漁業</p> <p>(3) 春敷網漁業と秋敷網漁業とを併せ営む漁業</p> <p>(4) ぶり定置漁業とまぐろ定置漁業とを併せ営む漁業</p> <p>(5) いわし定置漁業</p> <p>(6) (4)から(5)までに掲げる漁業以外の大型定置漁業</p> <p>(7) 氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(8) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が主として底刺し網を使用して営む漁業</p> <p>(9) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市一円</p>
----------------------------------	--

	<p>(藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。)又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む(1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(10) 氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(11) 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営む(10)に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(12) 氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(13) 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む(12)に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(14) 氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業</p> <p>(15) 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営む(14)に掲げる漁業以外の漁業</p>
--	---

に改める。

**富山県告示第247号**

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

富山県知事 石 井 隆 一

第1の5の(2)の表中

「富山	岩瀬1号荷さばき地	富山市岩瀬天神町	2,246㎡	富92-1
〃	〃 2号〃	〃 〃	3,268	〃 92-2
新湊	北ふ頭荷さばき地	射水市越の瀉町	7,692	新99
〃	海老江荷さばき地	〃 海竜新町	3,127	新99-2

を

			m <sup>2</sup>	
富山	岩瀬1号荷さばき地	富山市岩瀬天神町	2,246	富92-1
〃	〃 2号〃	〃 〃	3,268	〃 92-2
新湊	北ふ頭荷さばき地	射水市越の潟町	7,692	新99
〃	北ふ頭コンテナヤード	〃 〃	104,492	〃 100
〃	海老江荷さばき地	〃 海竜新町	3,127	〃 99-2

に、

第1の6の(1)の表中

〃	東1号〃	〃 新堀7	〃	13,170	〃 73-2
〃	北ふ頭コンテナヤード	〃 越の潟町	〃	104,492	〃 100
〃	北2号野積場	〃 八幡町	〃	17,900	〃 73-3

を

〃	東1号〃	〃 新堀7	〃	13,170	〃 73-2
〃	北2号野積場	〃 八幡町	〃	17,900	〃 73-3

に改める。

(港 湾 課)

## 富山県告示第248号

特定計量器の定期検査の実施についての一部改正について

特定計量器の定期検査の実施について（令和2年富山県告示第197号）の一部を次のように改正するので、計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により公示する。

令和2年5月1日

富山県知事 石 井 隆 一

第3項の表中「6月5日」を「9月4日」に、「6月9日」を「9月8日」に、「6月10日」を「9月9日」に、「氷見市小久米93番地」を「氷見市小久米678番地」に、「氷見市立西の杜学園」を「氷見市速川公民館」に、「6月11日」を「9



## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

## 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年5月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式

### 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

### 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

### 5 随意契約に係る契約金額

30,432,336円

### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

### 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役

務に接続して提供を受ける同種の特定制務の調達をする場合であって、既契約特定制務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定制務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

## 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定制務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定制務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年5月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定制務の名称及び数量  
電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
37,422,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定制務につき、既契約特定制務に接続して提供を受ける同種の特定制務の調達をする場合であって、既契約特定制務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定制務の便益を享

受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 5 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和元年 5 月 7 日から令和 2 年 3 月 19 日まで

3 作業地域

富山県全域

### 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 2 年 5 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年 9 月 17 日から令和 2 年 3 月 12 日まで

3 作業地域

富山県富山市楡原地内